

令和6年度事業報告

1. パーク＆ライド

(1) 実績

実施箇所	本 庁	川内支所	南 方	横河原	合計
令和6年度	67台	14台	404台	12台	497台

※参考

令和5年度	53台	14台	184台	10台	261台
-------	-----	-----	------	-----	------

東温市

パーク＆ライド

市内4カ所で実施中！

パーク＆ライドって？

パーク＆ライドの駐車場にマイカーを停めて、**Park**

電車やバスに乗り換えて目的地へ**Ride**

環境にやさしく、渋滞も少なく、時間どおり

ご利用方法

車を研めたら利用カードを取って

1. パーク＆ライド区画に駐車
2. 備え付けのボックスに入っている利用カードを外から見えるようにダッシュボードの上に置く
3. 最寄りの駅・バス停から電車やバスに乗る

乗る時に返却用ボックスにカードを戻す

4. 最寄りの駅・バス停で降りる
5. 利用カードを返却用ボックスに入れる
6. マイカーで帰宅する

初年度カード
利用中
返却用ボックス

ダッシュボードに置いてください
バスや電車でお出かけ！

ご利用の注意

- 利用可能日及び利用可能時間以外での利用はできません。
- イベント等で駐車場を使用する場合は、利用できません。
- パーク＆ライド駐車場の利用は先着順とし、満車時は利用できません。
- 利用中に発生した事故、破壊、紛失、盗難等の責任は市は負いません。
- 令和5年2月1日現在の情報です。

パーク＆ライドについての問い合わせ
東温市都市計画課
TEL: 089-964-4412 (直通)
(平日 8時30分～17時15分)
FAX: 089-964-4447

東温市パーク＆ライド駐車場

市役所本庁

利用可能日時
土・日・祝・年末年始 (12/29～1/3)
午前 5:30～午後 11:30

乗換路線
見幸良駅 (徒歩4分)
東温市役所バス停 (すぐ)
(山形線・山形駅)

川内支所

利用可能日時
土・日・祝・年末年始 (12/29～1/3)
午前 6:00～午後 11:30

乗換路線
川内支所前バス停 (すぐ)
(山形線・山形駅・山形駅・山形駅・山形駅・山形駅)

南方 (旧川内商工会跡地)

利用可能日時
毎日 午前 6:00～午後 11:30

乗換路線
川上下の町バス停 (上り すぐ、下り 徒歩1分)
(山形線・山形駅)

横河原

利用可能日時
毎日 午前 6:00～午後 11:30

乗換路線
横河原駅 (徒歩5分)
横河原バス停 (東温駅・徒歩5分)
(山形線・山形駅・山形駅・山形駅・山形駅・山形駅)

2. モビリティ・マネジメントの推進

(1) 実施内容

東温市への転入者を対象に、転入者の意識を公共交通へ向け、公共交通の利用促進を図るため、市民課窓口において、最寄り駅・最寄りバス停などを案内できるリーフレットを転入者全世帯へと配布した。

3. 各種体験教室の実施

(1) スマホ体験教室

①実施内容

スマートフォンが普及した昨今において、初心者を対象に、より手軽に公共交通を利用したお出かけを楽しんでいただけるよう、スマートフォンを用いた目的地への行程検索等の講座を実施。

カリキュラム例

グーグルマップの使い方、グーグルマップでの目的経路検索方法
公共交通経路検索方法、スマホバスロケの使い方



②実施状況

中央公民館で開催し、9名にご参加いただいた。

参加人数

開催日	実施主体	場 所	対象者	参加人数
令和6年4月9日	愛媛CATV	中央公民館	初心者	9名



(2) 親子バス体験教室

①実施内容

公共交通の利用促進を目的に、伊予鉄バス(株)と連携し、路線バス体験教室を開催した。

②実施状況

開催日	実施内容・場所	対象者	参加人数
令和6年5月23日	路線バス体験教室 (あおぞら広場)	親子 (3歳以下の子ども)	21名
令和6年11月14日	路線バス体験教室 (あおぞら広場)	親子 (3歳以下の子ども)	18名



5 月 23 日



11 月 14 日

(3) 小学生向け体験教室

北吉井小学校の 5 年生を対象に体験教室を実施した。1 日目の環境学習では、自家用車、公共交通の環境への影響を学ぶ地球温暖化対策についての講義や IC い〜カードを使用した乗降体験を行った。2 日目の体験学習では、実際に IC い〜カードを利用して目的地の NHK 松山放送局・愛媛県美術館まで電車、バスの乗り継ぎ体験を行った。

開催日	実施内容	対象者	参加人数
令和 6 年 2 月 26 日	環境学習 (実施場所：北吉井小学校体育館)	北吉井小学校 5 年生	103 名
令和 6 年 2 月 27 日	体験学習 (目的地：NHK 松山放送局・愛媛県美術館)	北吉井小学校 5 年生	101 名



1 日目



2 日目

4. 「とうおん公共交通シール&クイズラリー」の開催

(1) 実施内容

「とうおん公共交通シール&クイズラリー」を夏期、冬期の2回実施した。鉄道・バス・タクシーを利用してシールを集めたり、市内4か所に設置した公共交通や東温市の観光に関するクイズに回答して、賞品に応募を頂いた。



(2) 実施結果

2回の実施で、244名の応募を頂いた。市外からの参加もあり、普段から公共交通を利用しない方や利用頻度の低い方の参加割合も高く、利用のきっかけを提供することができた。また、今後の利用意向については、8割以上が前向きな利用意向を示す結果となった。

開催期間	応募者数
夏期：令和6年7月13日～令和6年9月8日	103名
冬期：令和6年11月16日～令和7年1月13日	141名

参加者の居住地は、約7割が東温市で、市外在住の方にもご参加いただいた。



5. 広報活動

(1) 実施内容

東温市の広報に、みんなの公共交通を考える会の活動報告、パーク＆ライドの案内等、公共交通に関する情報を掲載した。また、令和3年度から、インスタグラム等のSNSに積極的に発信し、様々な層へと幅広く情報提供している。

路線バス親子体験教室

公共交通でGO! *Go the public bus*



伊予鉄バス(株)と都市整備課が連携し、路線バス親子体験教室を開催しました。い〜カードを機械にタッチして乗車し、さくらこども館の駐車場でバスを回りました。運転手さんから、「満足するまでボタンを押してくださいね」と声をかけられ、子どもたちは「とまります」ボタンを何度も押す貴重な体験ができました。

7月号

パーク＆ライド

公共交通でGO! *Go the public bus*

東温市 **パーク&ライド** 取り組が実地中!

パーク&ライドって? パーク&ライドの駐車場にマイカーを停めて、電車やバスに乗り換えて目的地へ

Park **Ride**

健康にやさしく 歩道も少なく 時間どおり

パーク & ライドを使ってお出掛け

パーク&ライドとは、自宅から最寄りの駐車場に駐車した後、バスや鉄道を利用して目的地に出掛けることです。交通渋滞の緩和や環境に配慮したまちづくりを推進するため、4か所(市役所・川内支所・南方・横河原)に駐車場を設置しています。利用方法や駐車場の詳細は、右記二次元コードにアクセスし、ご確認ください。



12月号

SNSでの情報発信

愛媛県 東温市 @toon_city **フォローする**

＼1/13(月)まで!／

抽選で、旅行券や東温市特産品が当たる!

対象のバス、鉄道、タクシーを利用してシールを集めて、市内4か所に設置されたクイズに回答しながら、冬の東温市内をお出かけしてみませんか👏



シールを集めて・クイズに答えてポイントゲット!
ポイントに応じて豪華賞品が当たります。

18:00・2025/01/06・895回表示

1 6 15

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

東温市地域公共交通計画の評価等結果（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
地域検討組織の立ち上げ数 目標：5組織	地域検討組織を立ち上げ、住民が主体となり、自身の移動手段について検討する。	市が立上数把握	結果：1組織（延べ） 令和6年度の立上げには至らなかった。	今年度、山間部での意見交換会を実施し、地域にあった公共交通やニーズを把握するとともに、地域検討組織の立ち上げに向けた情報提供を行う。	
公共交通に係る乗り方教室への参加者数 目標：1,000名（延べ）	公共交通に係る乗り方教室等を実施する。	市が参加者数を把握	結果：389名（延べ） R6:151名 R5:147名 R4:56名 R3:35名 目標は達成していないが、参加者は増加している。	実施回数が不足しており、参加者の数が目標に対して足りていない。新たな事業の企画、検討を行うとともに、実施場所や実施方法の改善も行ってきたい。	
転入者へのモビリティ・マネジメントの実施世帯数 目標：全世帯	転入者へのモビリティ・マネジメントを実施する。	市がモビリティ・マネジメントの実施世帯数を把握	結果：全世帯 転入の全世帯へ配布を行った。	令和6年度は、転入者全世帯への配布を達成した。引き続き、配布を行い公共交通の利用を促していく。	
公共交通を使ったツアーやスタンプラリーへの参加者数 目標：1,000名（延べ）	公共交通を使ったツアーやスタンプラリーを実施する。	市が参加者数を把握	実績：652名（延べ） 夏期と冬期に2度スタンプラリーを実施し、利用者の増加を図った。また、民間団体（みんなの公共交通を考える会）によって、ツアー事業を実施いただいた。	令和6年度は、スタンプラリーを2度実施し244名の参加を頂いた。今回開催時の課題を踏まえ、今後の利用促進事業の検討を行う。	
市民一人当たりの鉄道の年間利用回数 目標：58.0回/年	市民一人当たりの鉄道の利用を促す。	事業者への聞き取りにより利用者数を把握	結果：54.6回/年 目標は未達成だが、令和2年度からの5年間の利用は増加傾向にある。	スタンプラリーを実施し、利用促進に努めた。アンケートでは、普段あまり利用しない方からも前向きな利用意向を頂いたため、今後の利用促進につながると想定している。	

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

東温市地域公共交通計画の評価等結果（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
地域間幹線系統「川内線」の収支差 目標：▲8,973千円/年より改善	パーク＆ライド駐車場やサイクル＆ライド駐輪場を整備し、様々なモードからの乗り継ぎ利用を図る。	事業者算出の収支差から東温市分を走行距離により按分し算定	結果：▲294千円/年 燃料価格の高騰が続いているものの、川内バスターミナルの整備や運賃改定により大幅に収支が改善された。	運賃改定や川内バスターミナルの整備により、大幅に目標を達成した。今後も利用者の増加に努め、更なる収支の改善を目指す。	(R5.10～R6.9)
幹線沿線におけるパーク＆ライド駐車場ののべ利用台数 目標：540台/年	パーク＆ライド駐車場の整備や増設を行い、また、市民へ広く周知する。	パーク＆ライド駐車場ののべ利用台数を随時計測	結果：497台 南方の利用は大幅に増加。支所は、昨年と同じであった。 本庁、横河原は、利用頻度が低いものの、増加傾向にある。	利用台数は年々増加してきており、少しずつではあるが認知度が向上し需要が増えている。目標達成に向けて、今年度も引き続き情報発信を行う。	
山間部における利用者一人当たりの収支差 目標：▲970円/人より改善	住民へ利用を促す。 地域住民と、現行のダイヤや移動手段について協議する。	交通事業者からデータの提供を受け算定	結果：▲1,045円/人 昨年度からは改善されたが、人件費等の経費の増加が課題である。	今年度、山間部での意見交換会を実施し、山間路線の利用者状況やニーズにあった公共交通の検討について、意見交換を行う予定としている。	(R5.10～R6.9)
地域内フィーダー系統「河之内線」の便平均利用者数 目標：3人/便 以上	住民へ河之内線の利用を促す。	年2回、20日間の乗降調査を実施	結果：2.2人/便（10月調査） 5月調査時は3.0人/便であり、利用者が減少した。	5月時点では目標を達成していたが、10月調査では利用者が減少している。今年度実施する意見交換会で原因を把握するとともに、地域住民の利用促進及び意識の醸成を図ることで、目標達成に向けて地域への情報発信を行っていく。	
東温市が負担している公共交通サービスの収支差 目標：▲50,846千円/年より改善	東温市が実施する事業の効率性を高める。	東温市の移動手段確保に係る公的負担額	結果：▲52,876千円/年 令和5年度に比べ運賃改定等の影響で、収支差の改善がされたが、目標の達成とはならなかった。	運賃改定により昨年度からは収支差は改善されたが、燃料の高騰等による経費の増加は続いており、目標達成のため利用者増加による収益の増加に努める。	(R5.10～R6.9)
東温市の移動手段確保に係る公費負担額 目標：25,596千円 以下	東温市が実施する事業の効率性を高める。	市の支出額	結果：26,815千円/年 市の公費負担は、年々増加しており適切な負担額を目指す必要がある、	今年度、東温市全体の住民に対してアンケート調査を実施する。調査によって得られた課題に対して、効果的な事業の検討に取り組むことで適切な採算を目指す。	

＜地域公共交通計画の評価等結果の様式＞

東温市地域公共交通計画の評価等結果（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
公共交通ガイドやマップの配布数 目標：全世帯	公共交通ガイドやマップを配布する。	公共交通ガイドやマップの配布数	全世帯 全世帯への配布を達成した。	今後も希望者へ配布を行っていく。	
バスロケーションシステムの表示器の新規設置数 目標：1箇所以上	バスロケーションシステム表示機等を設置するなど、利用時の利便性を高める。	バスロケーションシステム表示機の新規設置数	川内バスターミナルの表示機の更新を行い、交通結節点としての利便性の向上に努めた。	バスターミナル内のバスロケーションシステムの利便性の向上だけでなく、事業者が実施するスマホで利用できるバスロケーションシステムの普及にも努めていきたい。	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（○年○月～○年○月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

令和 7 年 6 月 日

(名称) 東温市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
市役所等の公共施設を直接結ぶ路線バスの運行を確保することで、幹線を補完し、市内中心部や交通結節点と集落等を結ぶ山間バス路線を含めた市全体の公共交通ネットワークが強化され、公共交通の利便性向上が図られるため、地域公共交通確保維持事業により、引き続きその運行を維持していく必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
本計画どおり地域内フィーダー系統を運行することで、市民の生活に欠かすことができないおでかけ手段を確保し、路線バス利用者の増加を図る。また、交通結節点における幹線交通（伊予鉄道横河原線、地域間幹線系統「川内線」等）との円滑な接続を確保し、利便性の高い公共交通を目指す。 ※河之内線の 1 便あたり利用者数：目標 3 人以上 ※河之内線の利用者一人当たりの収支差：▲ 970 円 ※河之内線の公的負担額：3,437 千円
(2) 事業の効果
山間部からのおでかけ手段の確保及び公共交通の利便性向上により、路線バス利用者が増加することで、公共交通の必要性が高まり、「利用者減→サービス低下→利用者減」という負の連鎖から脱却し、さらなるサービス向上につなげていくことができる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
定期的な乗降調査を実施し、路線ごとの利用者数の把握を行う。地域での意見交換会を行い、河之内線運行地区での地域住民のニーズ把握に努める。また、地域検討組織の立上げについて説明を行い、地域が主体となった公共交通利用の促進を図る。その他、SNS 等を通じてパーク＆ライドなどの情報発信を引き続き行う。 実施主体：伊予鉄バス株式会社、各自治会、東温市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付。

地域内フィーダー系統確保維持に係る地域公共交通計画

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行維持を図る河之内線については、その運行に係る経費総額のうち、東温市から運行事業者に対する補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 年 2 回（期間は 1 回あたり 2 週間）の乗降調査 ・ 伊予鉄バス株式会社による実績報告を基に算出
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

地域内フィーダー系統確保維持に係る地域公共交通計画

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和 7 年 6 月 2 7 日（第 1 回） 地域内公共交通計画の検討・協議
19. 利用者等の意見の反映状況
協議会に住民・利用者の代表として、7 名（区長会・老人クラブ連合会・婦人会・PTA 連合会・社会福祉協議会・市民の代表）の委員が参画している。 路線の見直しに際しては、協議会での協議に加え、沿線地域でのアンケート調査や住民意見交換会を実施し、住民・利用者の意見集約に努めている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛媛県東温市見奈良 5 3 0 番地 1

(所 属) 東温市産業建設部都市整備課

(氏 名) 坂本 雄亮

(電 話) 0 8 9 - 9 6 4 - 4 4 1 2

(e-mail) y-sakamoto@city.toon.lg.jp

地域内フィーダー系統確保維持に係る地域公共交通計画

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
東温市	伊予鉄バス(株)	(1) 河之内線	白猪 滝口	横河原 駅前	東温市 役所	往13.3km 復13.3km	240日	600回			路線定期 運行	②(1)	横河原駅前バス停 乗り換えに配慮した ダイヤ設定	③
		(2)				往 km 復 km	日	回						
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

東 温 市 全 図

表 1 運行予定系統図

< 運行日 >

平日（土日祝年末年始運休）

< 運行本数 >

白猪滝口→東温市役所：3本

東温市役所→白猪滝口：2本

< 運行予定系統 >

—— ・・・河之内線

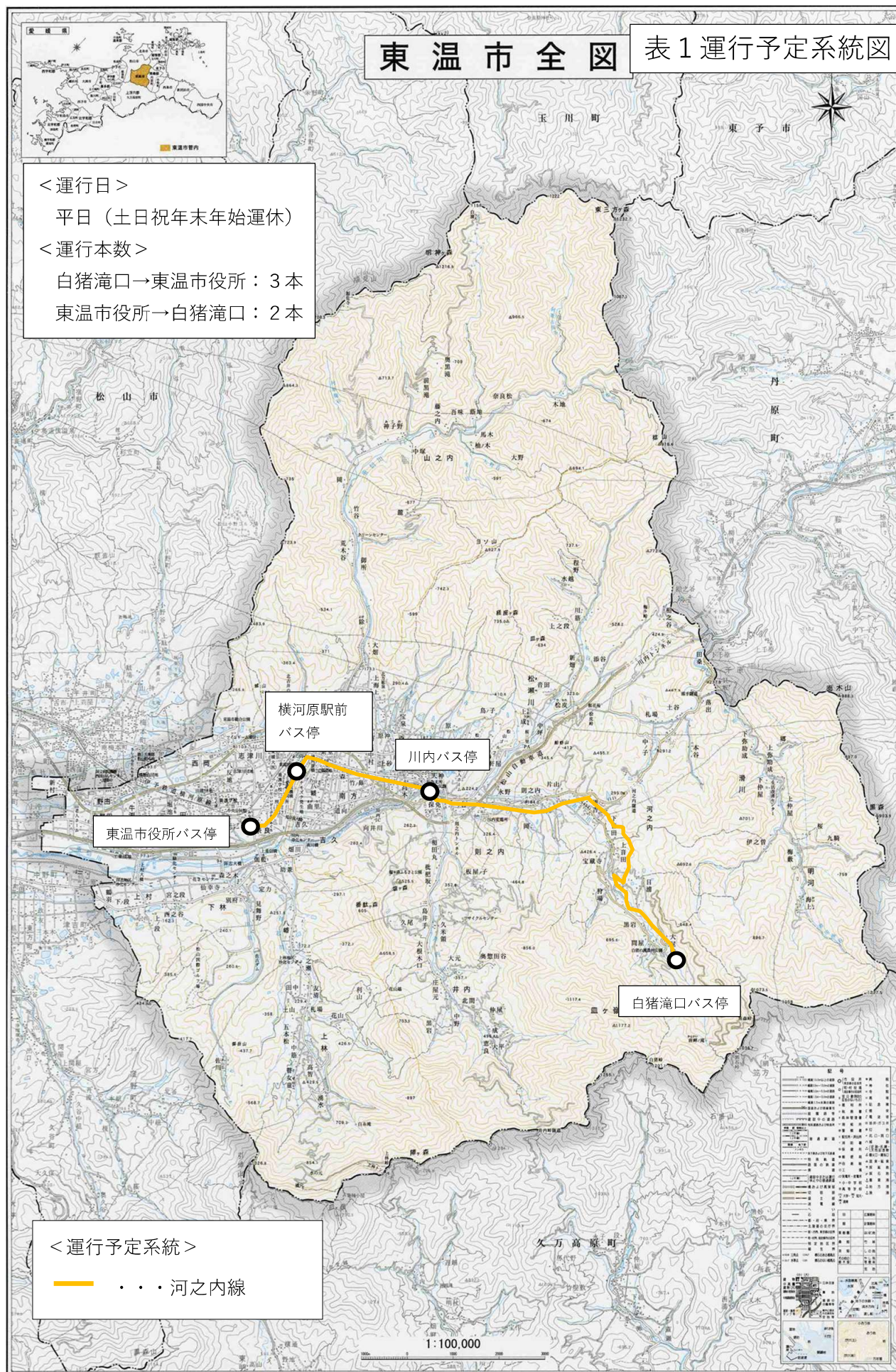


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	東温市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	22,681
交通不便地域等	2,157

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
2,157	旧三内村	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
東温市地域公共交通計画	令和3年9月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

東温市全図

表5（2）添付書類

<運行予定系統>

・・・河之内線

横河原駅前バス停

川内バス停

東温市役所バス停

白猪滝口バス停

・・・振興山村（旧三内村）

・・・人口集中地区

1:100,000

河之内線運行ダイヤ

■河之内線(東温市役所～横河原駅前～川内～白猪滝口)

	9:30	12:30		発 東 温 市 役 所 着	8:30	10:42	13:42	
7:34	9:39	12:39	15:39	横 河 原 駅 前 ↑	8:23	10:35	13:35	16:33
7:39	9:44	12:44	15:44	川 上 学 校 前	8:16	10:28	13:28	16:28
7:41	9:46	12:46	15:46	川 内	8:14	10:26	13:26	16:26
7:44	9:49	12:49	15:49	滝 の 下	8:11	10:23	13:23	16:23
7:46	9:51	12:51	15:51	則 之 内	8:09	10:21	13:21	16:21
7:50	9:55	12:55	15:55	学 校 前	8:05	10:17	13:17	16:17
7:51	9:56	12:56	15:56	河 校 内	8:04	10:16	13:16	16:16
7:52	9:57	12:57	15:57	清 水 橋	8:03	10:15	13:15	16:15
7:54	9:59	12:59	15:59	狩 場	8:01	10:13	13:13	16:13
7:57	10:02	13:02	16:02	着 白 猪 滝 口 発	7:58	10:10	13:10	16:10

※運休日…土、日、祝、振替休日、年末年始(12月29日～1月3日)は全便運休いたします。

ダイヤ	全日数	365
平日	月曜	52
	火曜	52
	水曜	53
	木曜	52
	金曜	52
土日	土曜	52
	日曜	52

始期 2025/10/1
終期 2026/9/30

上記内数	祝日・振替	4	1	3	5	1	4	18
	年末年始	0	6	0	0	0	0	6
運行日数		40	39	39	39	44	39	240

10/1(水)	●	12/1(月)	●	2/1(日)	日	4/1(水)	●	6/1(月)	●	8/1(土)	土
10/2(木)	●	12/2(火)	●	2/2(月)	●	4/2(木)	●	6/2(火)	●	8/2(日)	日
10/3(金)	●	12/3(水)	●	2/3(火)	●	4/3(金)	●	6/3(水)	●	8/3(月)	●
10/4(土)	土	12/4(木)	●	2/4(水)	●	4/4(土)	土	6/4(木)	●	8/4(火)	●
10/5(日)	日	12/5(金)	●	2/5(木)	●	4/5(日)	日	6/5(金)	●	8/5(水)	●
10/6(月)	●	12/6(土)	土	2/6(金)	●	4/6(月)	●	6/6(土)	土	8/6(木)	●
10/7(火)	●	12/7(日)	日	2/7(土)	土	4/7(火)	●	6/7(日)	日	8/7(金)	●
10/8(水)	●	12/8(月)	●	2/8(日)	日	4/8(水)	●	6/8(月)	●	8/8(土)	土
10/9(木)	●	12/9(火)	●	2/9(月)	●	4/9(木)	●	6/9(火)	●	8/9(日)	日
10/10(金)	●	12/10(水)	●	2/10(火)	●	4/10(金)	●	6/10(水)	●	8/10(月)	●
10/11(土)	土	12/11(木)	●	2/11(水)	祝	4/11(土)	土	6/11(木)	●	8/11(火)	祝
10/12(日)	日	12/12(金)	●	2/12(木)	●	4/12(日)	日	6/12(金)	●	8/12(水)	●
10/13(月)	祝	12/13(土)	土	2/13(金)	●	4/13(月)	●	6/13(土)	土	8/13(木)	●
10/14(火)	●	12/14(日)	日	2/14(土)	土	4/14(火)	●	6/14(日)	日	8/14(金)	●
10/15(水)	●	12/15(月)	●	2/15(日)	日	4/15(水)	●	6/15(月)	●	8/15(土)	土
10/16(木)	●	12/16(火)	●	2/16(月)	●	4/16(木)	●	6/16(火)	●	8/16(日)	日
10/17(金)	●	12/17(水)	●	2/17(火)	●	4/17(金)	●	6/17(水)	●	8/17(月)	●
10/18(土)	土	12/18(木)	●	2/18(水)	●	4/18(土)	土	6/18(木)	●	8/18(火)	●
10/19(日)	日	12/19(金)	●	2/19(木)	●	4/19(日)	日	6/19(金)	●	8/19(水)	●
10/20(月)	●	12/20(土)	土	2/20(金)	●	4/20(月)	●	6/20(土)	土	8/20(木)	●
10/21(火)	●	12/21(日)	日	2/21(土)	土	4/21(火)	●	6/21(日)	日	8/21(金)	●
10/22(水)	●	12/22(月)	●	2/22(日)	日	4/22(水)	●	6/22(月)	●	8/22(土)	土
10/23(木)	●	12/23(火)	●	2/23(月)	祝	4/23(木)	●	6/23(火)	●	8/23(日)	日
10/24(金)	●	12/24(水)	●	2/24(火)	●	4/24(金)	●	6/24(水)	●	8/24(月)	●
10/25(土)	土	12/25(木)	●	2/25(水)	●	4/25(土)	土	6/25(木)	●	8/25(火)	●
10/26(日)	日	12/26(金)	●	2/26(木)	●	4/26(日)	日	6/26(金)	●	8/26(水)	●
10/27(月)	●	12/27(土)	土	2/27(金)	●	4/27(月)	●	6/27(土)	土	8/27(木)	●
10/28(火)	●	12/28(日)	日	2/28(土)	土	4/28(火)	●	6/28(日)	日	8/28(金)	●
10/29(水)	●	12/29(月)	年末	3/1(日)	日	4/29(水)	祝	6/29(月)	●	8/29(土)	土
10/30(木)	●	12/30(火)	年末	3/2(月)	●	4/30(木)	●	6/30(火)	●	8/30(日)	日
10/31(金)	●	12/31(水)	年末	3/3(火)	●	5/1(金)	●	7/1(水)	●	8/31(月)	●
11/1(土)	土	1/1(木)	年始	3/4(水)	●	5/2(土)	土	7/2(木)	●	9/1(火)	●
11/2(日)	日	1/2(金)	年始	3/5(木)	●	5/3(日)	祝	7/3(金)	●	9/2(水)	●
11/3(月)	祝	1/3(土)	年始	3/6(金)	●	5/4(月)	祝	7/4(土)	土	9/3(木)	●
11/4(火)	●	1/4(日)	日	3/7(土)	土	5/5(火)	祝	7/5(日)	日	9/4(金)	●
11/5(水)	●	1/5(月)	●	3/8(日)	日	5/6(水)	祝替	7/6(月)	●	9/5(土)	土
11/6(木)	●	1/6(火)	●	3/9(月)	●	5/7(木)	●	7/7(火)	●	9/6(日)	日
11/7(金)	●	1/7(水)	●	3/10(火)	●	5/8(金)	●	7/8(水)	●	9/7(月)	●
11/8(土)	土	1/8(木)	●	3/11(水)	●	5/9(土)	土	7/9(木)	●	9/8(火)	●
11/9(日)	日	1/9(金)	●	3/12(木)	●	5/10(日)	日	7/10(金)	●	9/9(水)	●
11/10(月)	●	1/10(土)	土	3/13(金)	●	5/11(月)	●	7/11(土)	土	9/10(木)	●
11/11(火)	●	1/11(日)	日	3/14(土)	土	5/12(火)	●	7/12(日)	日	9/11(金)	●
11/12(水)	●	1/12(月)	祝	3/15(日)	日	5/13(水)	●	7/13(月)	●	9/12(土)	土
11/13(木)	●	1/13(火)	●	3/16(月)	●	5/14(木)	●	7/14(火)	●	9/13(日)	日
11/14(金)	●	1/14(水)	●	3/17(火)	●	5/15(金)	●	7/15(水)	●	9/14(月)	●
11/15(土)	土	1/15(木)	●	3/18(水)	●	5/16(土)	土	7/16(木)	●	9/15(火)	●
11/16(日)	日	1/16(金)	●	3/19(木)	●	5/17(日)	日	7/17(金)	●	9/16(水)	●
11/17(月)	●	1/17(土)	土	3/20(金)	祝	5/18(月)	●	7/18(土)	土	9/17(木)	●
11/18(火)	●	1/18(日)	日	3/21(土)	土	5/19(火)	●	7/19(日)	日	9/18(金)	●
11/19(水)	●	1/19(月)	●	3/22(日)	日	5/20(水)	●	7/20(月)	祝	9/19(土)	土
11/20(木)	●	1/20(火)	●	3/23(月)	●	5/21(木)	●	7/21(火)	●	9/20(日)	日
11/21(金)	●	1/21(水)	●	3/24(火)	●	5/22(金)	●	7/22(水)	●	9/21(月)	祝
11/22(土)	土	1/22(木)	●	3/25(水)	●	5/23(土)	土	7/23(木)	●	9/22(火)	祝
11/23(日)	祝	1/23(金)	●	3/26(木)	●	5/24(日)	日	7/24(金)	●	9/23(水)	祝
11/24(月)	祝替	1/24(土)	土	3/27(金)	●	5/25(月)	●	7/25(土)	土	9/24(木)	●
11/25(火)	●	1/25(日)	日	3/28(土)	土	5/26(火)	●	7/26(日)	日	9/25(金)	●
11/26(水)	●	1/26(月)	●	3/29(日)	日	5/27(水)	●	7/27(月)	●	9/26(土)	土
11/27(木)	●	1/27(火)	●	3/30(月)	●	5/28(木)	●	7/28(火)	●	9/27(日)	日
11/28(金)	●	1/28(水)	●	3/31(火)	●	5/29(金)	●	7/29(水)	●	9/28(月)	●
11/29(土)	土	1/29(木)	●	**	**	5/30(土)	土	7/30(木)	●	9/29(火)	●
11/30(日)	日	1/30(金)	●	**	**	5/31(日)	日	7/31(金)	●	9/30(水)	●
	**	1/31(土)	土	**	**		**		**		**

地域公共交通計画の記載内容一覧

(要綱第17条第1項に規定される記載事項)

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
本編計画、32, 33, 34 頁に記載
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
本編計画、33, 34, 35 頁に記載
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
本編計画、43～47 頁に記載
4. 地域公共交通区域の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
本編計画、36, 37, 43～47 頁に記載

【資料 4】

令和6年度 東温市地域公共交通活性化協議会 歳入歳出決算

1. 歳入

(単位：円)

科 目			予算額	収入額	差引額	摘 要
款	項	目				
1. 負担金			0	516	▲516	
	1. 負担金		0	516	▲516	
		1. 負担金	0	516	▲516	振込手数料
2. 補助金			3,000,000	2,526,000	474,000	
	1. 補助金		3,000,000	2,526,000	474,000	
		1. 補助金	3,000,000	2,526,000	474,000	国庫補助金
3. 繰越金			0	0	0	
	1. 繰越金		0	0	0	
		1. 繰越金	0	0	0	
4. 諸収入			0	34	▲34	
	1. 諸収入		0	34	▲34	
		1. 雑 入	0	34	▲34	預金利息
歳入合計			3,000,000	2,526,550	473,450	

2. 歳出

(単位：円)

科 目			予算額	支出額	差引額	摘 要
款	項	目				
1. 運営費			0	0	0	
	1. 会議費		0	0	0	
		1. 会議費	0	0	0	
	2. 事務費		0	0	0	
		1. 事務費	0	0	0	
2. 事業費			3,000,000	2,526,550	473,450	
	1. 事業費		3,000,000	2,526,550	473,450	
		1. 事業費	3,000,000	2,526,550	473,450	フィーダー系統補助金（河之内線）、振込手数料
3. 予備費			0	0	0	
	1. 予備費		0	0	0	
		1. 予備費	0	0	0	
歳出合計			3,000,000	2,526,550	473,450	

東温市地域公共交通計画改訂業務にかかるプロポーザル 実施結果について

1. プロポーザル実施日

令和7年5月22日(木)

第2回東温市地域公共交通計画改訂業務プロポーザル評価委員会

2. 受託事業者

株式会社バイタルリード 四国営業所

松山市宮西一丁目4番43号（本社：島根県出雲市荻杼町274番地2）

結果：評価点516点（平均86点）※基準点：平均75点以上

3. 契約日

令和7年5月28日（水）

4. 契約額

9,647,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 契約期間

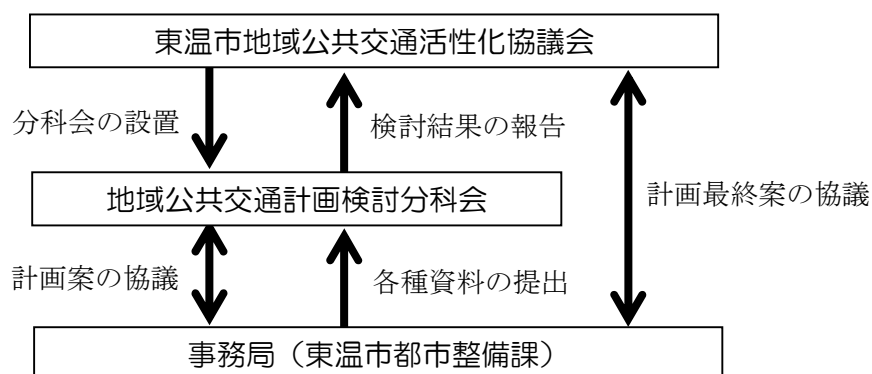
令和7年5月28日～令和8年3月15日

地域公共交通計画検討分科会の設置について（案）

1. 目的

計画素案の作成を行うにあたり、専門的な協議を効率的に行うため、本協議会内にワーキンググループとして計画検討分科会を設置する。

2. 位置づけ



3. 分科会構成

5人程度（協議会委員又は委員と同一組織内の者で委員が推薦する者）

4. スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和7年6月27日（金）	令和7年度第1回協議会 ◆今後の流れ ◆分科会の設置
令和7年6月～令和8年1月	分科会の開催（2回程度）
令和8年1月中旬	令和7年度第2回協議会 ◆計画素案の提示
令和8年1月～2月	パブリックコメント（意見公募）
令和8年2月下旬	令和7年度第3回協議会 ◆計画最終案の提示
令和8年3月	計画の決定

東温市地域公共交通計画検討分科会設置規程（案）

令和 7 年 月 日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、東温市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、東温市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する東温市地域公共交通計画検討分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、規約第3条第1号に掲げる地域公共交通計画の策定について、専門的な調査又は検討を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、分科会を掌握する。

4 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 月 日から施行する。

（有効期限）

2 この規程は、東温市地域公共交通計画の策定をもって、その効力を失う。